申立人ら(母、成人の長男及び次男)のうち、1. 申立人母については、旧緊 急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難した後、亡夫(身体障害者等級 3級、要介護4認定)の介護を行っており、夫に対する医療措置のために帰還 できなかったことを考慮し、夫が死去するまでの避難継続の合理性を認めた上 で、帰還時の引越し費用に加え、日常生活阻害慰謝料として、平成24年9月 から平成26年6月までの基礎分及び平成23年3月から平成26年6月ま で介護を理由とする月額6万円の増額分(ただし、既払金を控除した額。)の 賠償が認められ、2.申立人長男については、住民票上の住所は福島県外であ ったが生活の本拠が旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)にあったと認定 した上で、日常生活阻害慰謝料として、平成23年3月から平成24年8月ま での基礎分及び家族別離を理由とする月額3万円の増額分の賠償が認められ、 3.申立人次男については、原発事故時、旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町 区) の病院に入院中であったところ、原発事故の影響で福島県外の病院に転院 し、福島県外の病院での入院生活を続けざるを得なくなったことを考慮して、 平成27年3月までの避難継続の合理性を認めた上で、日常生活阻害慰謝料と して、平成24年9月から平成27年3月までの基礎分及び平成23年3月か ら平成27年3月まで障害及び疾病を理由とする月額3万円の増額分(ただ し、既払金を控除した額。)の賠償が認められた事例。

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人X1、申立人X2及び申立人X3(以下「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。) について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目

(1) 申立人X1分

 ア 日常生活阻害慰謝料
 442万0000円

 イ 引越費用
 17万7706円

 (2)申立人X2分
 234万0000円

 ア 日常生活阻害慰謝料
 234万0000円

 (3)申立人X3分
 430万0000円

期間

- (1) ア 平成23年3月11日から平成26年6月30日まで イ 平成29年7月1日から同年7月31日まで
- (2) ア 平成23年3月11日から平成24年8月31日まで
- (3) ア 平成23年3月11日から平成27年3月31日まで

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項記載の損害項目及び期間に対する和解金として、合計1123万7706円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。) について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立 人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対 して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。令和4年7月13日

(仲介委員 津川 哲郎)